

令和3年度 宜野座村学生支援給付金給付事業実施要綱

令和3年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化によって経済的な影響を受けていることが懸念される学生に対し、修学環境の維持を支援するため、学生支援給付金（以下「給付金」という。）を給付する宜野座村学生支援給付金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校、大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）等、専修学校又はその他教育長が認める国内外の教育機関をいう。
- (2) 扶養親族 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年6月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく宜野座村の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者又は基準日において住民基本台帳に記録されていない者で、住民基本台帳に記録されている者の扶養親族
- (2) 基準日において高等学校、大学等に在学する者

(受給対象者)

第4条 給付金の給付を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、給付対象者又は給付対象者の保護者とする。

(給付額)

第5条 給付金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 高等学校等に在学している給付対象者 | 1人につき2万円 |
| (2) 大学又は専修学校等に在学している給付対象者 | 1人につき3万円 |

(申請期間)

第6条 給付金の申請期間は、令和3年6月14日から令和4年2月25日までとする。

(申請方法等)

第7条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宜野座村学生支援給付

金申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

- (1) 給付対象者の在学証明書
- (2) 受給対象者の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (3) その他教育長が必要と認める書類

（給付決定等）

第8条 教育長は、第7条の規定により申請があったときは、内容を確認したうえで給付の可否を決定し、宜野座村学生支援給付金支給決定通知書（様式第2号）又は宜野座村学生支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の給付を決定したときは、申請者が指定した振込先に速やかに給付するものとする。

（申請書不備の場合の取扱い）

第10条 教育長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないうち又はその他申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合は、当該の申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第11条 教育長は、給付対象者が虚偽の申請その他不正行為により給付を受けた場合は、給付金の全部の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の給付を受ける権利は、他の者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条、第11条及び第13条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

【参考とした法令等】

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号

九 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人で、その納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第四条 この法律で、児童とは満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第六条 この法律で、保護者とは親権を行う者、未成年後見人、その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

【住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）】

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。